

ASF(アフリカ豚コレラ)対策の水際強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
 - 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語)
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - 日本向け直行便で機内アナウンスを実施 (中国便・韓国便は全便数のうち約9割)
 - 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
- 広報ポスターの掲示
 - 全国の空港や港に多言語ポスター約900枚掲示
 - 韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - 日本養豚協会(JPPA)と連携したキャンペーンを実施
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



2 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭
 - ・ 追加措置し53頭体制に強化（導入手続中）
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
 - ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付（4月22日～12月15日の間に811枚を交付）
 - ・ 違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施
 - ・ 検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
 - ・ 税関と連携した検査を実施
- ASF発生国からの豚由来畜産物の検査強化
 - ・ 携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）511件をPCR検査、83件からASFウイルス遺伝子を検出（うち2件からASFウイルスを分離）（11月29日現在）
- 国際郵便物の検査を強化
 - ・ 検疫探知犬の活用を拡大（川崎東郵便局、中部国際郵便局、大阪国際郵便局、新福岡郵便局、那覇中央郵便局）
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
- 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理を指導（全167処理業者）、継続的に点検を実施



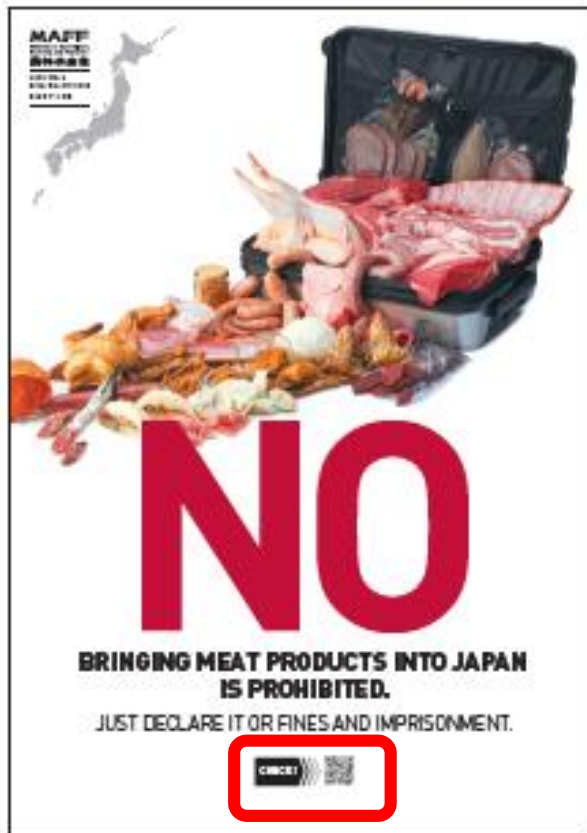
検疫探知犬による探知活動

3 農場に入れさせない

- 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼
 - ・ 環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知
- 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底


動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。



Quarantine

動物検疫所からの重要なお知らせ




2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化します。

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



日本における動植物検疫探知犬の概要

○ 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
 ※全国で検疫探知犬36頭を導入(ビーグル34頭、ラブラドル・レトリバー2頭)



新千歳空港



ナイトロ (♂) ロキシー (♀)

成田国際空港



ティナ (♀) ギャリー (♂) タリー (♂) ジャグ (♂) メグ (♀) ボタン (♀) ピーチ (♀) ジン (♂) ビス (♀)

東京(羽田)国際空港



バックー (♂) ニール (♂) ダブ (♀) フジ (♂) ルイ (♀) マリー (♀)

関西国際空港



セシル (♂) ポウ (♂) アルバート (♂) バイユー (♂) タロウ (♂) ラン (♀) サプロウ (♂)

静岡空港



ソラ (♀)

中部国際空港



ハンター (♂) リトルマン (♂) ユズ (♀)

福岡空港



タンク (♂) アリーシャ (♀) ジロウ (♂)

鹿児島空港



モモ (♀)

那覇空港



シーザー (♂) ラスティー (♂)

川崎東郵便局



ハーパー (♀) ビーン (♀) 32

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からASF、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離



- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構



お知らせ

日本への肉製品の持ち込みなどについて

2016年2月5日
日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分ご対応をお願い申し上げます。



モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2019年10月（総検査検体数1300件^(*)）

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	2016年度
		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	2017年度
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
台湾	鶏	鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		ASFウイルス(2株)	
中国	豚		

★注目情報★

- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品83件から、ASFウイルスの遺伝子を検出
(2019年11月29日現在)
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からASFウイルスを分離



豚肉ソーセージ

(北京から新千歳空港)



自家製餃子

(上海から羽田空港)



ソーセージ

(上海から羽田空港)



ソーセージ

(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ

(青島から中部空港)



ソーセージ

(上海から中部空港)



ソーセージ

(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品

(ハノイから成田空港)

^(*) 2019年10月までに検査終了した検体数

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの重要なお知らせ


2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化します。

! 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



警告書

No. _____
年 月 日

国 籍： _____
生 年 月 日： _____
パスポート No.： _____
personal Id. No.： _____

農林水産省動物検疫所○○支所（山口出張所）
家畜防疫官 _____ 印

貴殿は、年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まないよう強く要請します。

今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく検挙（告発）等を行うことがありますので、十分留意して下さい。

農林水産省動物検疫所 ○○支所（山口出張所）
住所： _____
電話： _____ FAX： _____

注：「輸入禁止表」を添えて20円（日本、カーボン複製）を作成し、数量を付し、1通（カーボン複製）を郵送でお送りください。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）に違反し、年 月 日、別記の畜産物等を日本国内に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第62条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）について説明を受け、その目的に関わらず（自己消費目的であっても）、畜産物等を持ち込みは違法行為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まないことを誓約します。

警告書を厳かに受領しました。

受領日： _____ 年 月 日
入国手段： _____
郵便名： _____
住所（日本滞在先住所）： _____
滞在期間： _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
氏 名： _____
電話番号： _____
目 録： _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。